

# 無配当先進医療特約（無解約返戻金型）条項

(平成31年4月1日制定)

(令和4年4月1日改正)

## 目次

<u>第1章 総則</u>	
第1条 特約の付加	219
<u>第2章 特約保険金の支払</u>	
第2条 特約保険金の支払	219
第3条 保険事故の特例	220
第4条 特約保険金の支払限度	221
第5条 疾病を直接の原因とする特約保険金を支払わない場合等	221
第6条 不慮の事故による傷害を直接の原因とする特約保険金を支払わない場合等	221
<u>第3章 特約保険料の払込免除</u>	
第7条 基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除	221
第8条 身体障害による特約保険料の払込免除	222
第9条 介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除	223
<u>第4章 特約の責任開始</u>	
第10条 特約の責任開始の時	224
第11条 保険証券	225
<u>第5章 特約保険料の払込み</u>	
第12条 特約保険料の払込み	225
第13条 特約保険料の振替貸付	225
第14条 特約保険料の前納払込み	225
第15条 未経過期間に対する特約保険料の払戻し	226
<u>第6章 告知義務および特約の解除</u>	
第16条 告知義務	226
第17条 告知義務違反による特約の解除	226
第18条 特約を解除できない場合	227
第19条 重大事由による特約の解除	227
第20条 加入限度額超過による特約の解除	228
<u>第7章 特約の取消しおよび無効</u>	
第21条 詐欺による特約の取消し	228
第22条 不法取得目的による特約の無効	228
<u>第8章 特約の失効</u>	
第23条 特約の失効	228
<u>第9章 保険契約者または特約保険金受取人の代表者</u>	
第24条 保険契約者または特約保険金受取人の代表者	228
<u>第10章 特約の契約関係者の変更</u>	
第25条 特約の保険契約者の変更	229
<u>第11章 特約の変更</u>	
第26条 基本契約の変更に伴う特約の変更	229
<u>第12章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い</u>	
第27条 特約の加入年齢の計算	229
第28条 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	229
<u>第13章 特約の解約</u>	
第29条 保険契約者による特約の解約	229
第30条 特約保険金受取人による特約の存続	230
<u>第14章 特約の返戻金</u>	
第31条 特約の返戻金	230

<b>第15章 特約の復活</b>	
第32条 特約の復活	230
第33条 特約の復活の責任開始の時	231
第34条 特約の復活の効果	231
<b>第16章 特約契約者配当</b>	
第35条 特約契約者配当金	232
<b>第17章 譲渡禁止</b>	
第36条 譲渡禁止	232
<b>第18章 保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い</b>	
第37条 保険金等を支払う際等に未払特約保険料等がある場合の取扱い	232
<b>第19章 特約保険金等の請求および支払時期等</b>	
第38条 特約保険金等の請求および支払時期等	233
第39条 被保険者が死亡した場合の特約保険金の請求の取扱い	233
第40条 消滅時効の援用	234
<b>第20章 法令等の改正または医療技術の変化に伴う先進医療保険金の支払事由に関する規定の変更</b>	
第41条 法令等の改正または医療技術の変化に伴う先進医療保険金の支払事由に関する規定の変更	234
<b>第21章 特約の更新</b>	
第42条 特約の更新	234
<b>第22章 特則</b>	
第43条 中途付加の場合の特則	235
第44条 特約復活払込金等を会社の定める決済方法により払い込む場合の特則	236
第45条 基本契約の契約日が平成26年10月1日以前の場合の特則	236
第46条 団体払込みにかかる特則	237
別表1 対象となる不慮の事故	
別表2 療養	
別表3 公的医療保険制度	
別表4 先進医療	
別表5 身体障害等級表	
別表6 特定要介護状態	
別表7 基本契約の変更に伴う特約の変更	
別表8 必要書類	

## 第1章 総則

### 第1条 (特約の付加)

この特約は、基本契約の締結の際にまたは基本契約の締結後に、会社の承諾を得て、基本契約に付加することができます。この場合において、総合医療特約<sup>[1]</sup>と同時に付加すること、または総合医療特約<sup>[1]</sup>に加えて付加することを必要とします。

#### 備考 (第1条)

[1] 「総合医療特約」とは、次のいずれかの特約をいいます。

- (1)無配当総合医療特約
- (2)無配当総合医療特約（解約返戻金低減型）
- (3)無配当総合医療特約（無解約返戻金型）
- (4)無配当総合医療特約（学資保険（H24）用）
- (5)無配当総合医療特約（R04）
- (6)無配当総合医療特約（R04）（解約返戻金低減型）
- (7)無配当総合医療特約（R04）（無解約返戻金型）
- (8)無配当総合医療特約（R04）（学資保険（H24）用）

## 第2章 特約保険金の支払

### 第2条 (特約保険金の支払)

この特約の特約保険金の支払については、次のとおりとします。









(6)被保険者がこの特約の責任開始時前<sup>[8]</sup>またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>に特定要介護状態(別表6)になった場合であっても、その疾病に関して、この特約の責任開始時前<sup>[8]</sup>またはこの特約の失効後その復活までの間ににおいて、被保険者が次のすべてを満たすときは、その特定要介護状態(別表6)は、それぞれこの特約の責任開始時以後<sup>[2]</sup>またはこの特約の復活以後の原因によるものとみなして、本条(1)②を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

- ①医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
- ②健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

#### 備考(第9条)

- [1]「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [2]「責任開始時以後」とは、第10条(特約の責任開始の時)または第43条(中途付加の場合の特則)の特約の責任開始の時以後をいいます。
- [3]「重度障害の状態」とは、身体障害等級表(別表5)の第1級の身体障害の状態をいいます。
- [4]責任開始時前にすでに生じていた障害の状態に、その障害の状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のない責任開始時以後にかかる疾病または不慮の事故(別表1)により受けた傷害を原因とする障害の状態が新たに加わって重度障害の状態になったときを含みます。
- [5]「基本契約において特定された死亡保険金受取人」とは、この特約が付加された基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された基本契約の死亡保険金受取人をいいます。また、基本契約において、会社への通知による保険金受取人の変更または遺言による保険金受取人の変更の規定により死亡保険金受取人が変更されている場合は変更後の死亡保険金受取人をいいます。
- [6]「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中の分類コードF11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定された内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬または幻覚薬等を含みます。
- [7]「払込免除事由が本条(1)②である場合に限ります。
- [8]「責任開始時前」とは、第10条(特約の責任開始の時)または第43条(中途付加の場合の特則)の特約の責任開始の時前をいいます。

## 第4章 特約の責任開始

### 第10条(特約の責任開始の時)

- (1)基本契約の締結の際に付加した特約の責任開始の時は、この特約と同時に付加された総合医療特約<sup>[1]</sup>の責任開始の時と同一とし、その時から特約上の責任を負います。
- (2)本条(1)の場合、この特約と同時に付加された総合医療特約<sup>[1]</sup>の契約日をこの特約の契約日とします。<sup>[2]</sup>
- (3)この特約の保険期間は、本条(2)の特約の契約日からその日を含めて計算し、10年間とします。ただし、その期間の終期がこの特約が付加された基本契約の保険期間または年金支払期間の終期の後となる場合は、この特約が付加された基本契約の保険期間または年金支払期間の終期をこの特約の保険期間の終期とします。
- (4)本条(1)の特約の責任開始の時から本条(2)の特約の契約日の前日までの間に、次のいずれかに該当した場合には、本条(2)にかかわらず、本条(1)の特約の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とし、加入年齢の計算および特約の保険期間等の期間の計算については、その日を基準として再計算します。この場合において、保険料に超過分があるときは超過分に相当する金額を払い戻し、不足分があるときは不足分に相当する金額を徴収します。
  - ①第2条(特約保険金の支払)の特約保険金の支払
  - ②第8条(身体障害による特約保険料の払込免除)の特約保険料の払込免除
  - ③第17条(告知義務違反による特約の解除)、第19条(重大事由による特約の解除)または第20条(加入限度額超過による特約の解除)の特約の解除
- (5)本条(4)の場合、この特約が付加された基本契約の契約日は、普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定にかかわらず、本条(4)のこの特約の契約日と同一とします。
- (6)会社は、この特約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約付加の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。
- (7)この特約は、会社が本条(6)の保険証券を発した時に成立するものとします。

#### 備考(第10条)

- [1]「総合医療特約」とは、次のいずれかの特約をいいます。
  - (1)無配当総合医療特約
  - (2)無配当総合医療特約(解約返戻金低減型)
  - (3)無配当総合医療特約(無解約返戻金型)
  - (4)無配当総合医療特約(学資保険(H24)用)
  - (5)無配当総合医療特約(R04)









- (3)特約保険金受取人が本条(2)の指定または代表者の変更をしようとするときは、必要書類（別表8）を会社<sup>[1]</sup>に提出してください。
- (4)本条(1)(2)の代表者が指定されないとき、またはその所在が不明であるときは、この特約について保険契約者または特約保険金受取人の1人に対して会社がした行為は、それぞれ他の保険契約者または特約保険金受取人に対しても、その効力を有します。
- (5)この特約について保険契約者が2人以上いるときは、この特約に関する未払特約保険料その他会社に弁済すべき債務は、連帯債務とします。

#### 備考（第24条）

[1]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

## 第10章 特約の契約関係者の変更

### 第25条（特約の保険契約者の変更）

- (1)この特約が付加された基本契約において保険契約者の基本契約による権利義務を承継した者は、この特約による保険契約者の権利義務も承継するものとします。
- (2)主約款の規定による住所変更の届出がなく、保険契約者の所在を会社が確認できなかったときは、会社の知った最後の住所にて発した通知は、その発した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

## 第11章 特約の変更

### 第26条（基本契約の変更に伴う特約の変更）

- (1)基本契約の変更に伴う特約の変更（別表7）の定めるところにより、この特約が付加された基本契約について一定の事由が生じたときは、特約の変更をします。
- (2)本条(1)の場合において、すでに払い込んだ特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、保険契約者に払い戻します。
- (3)本条(1)による特約の変更は、基本契約の変更に伴う特約の変更（別表7）に定める一定の事由にかかる基本契約の変更の効力が発生したときに、その変更の効力を生じます。
- (4)本条(3)により、本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合において、会社が未経過期間に対する特約保険料として払い戻す金額その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その未経過期間に対する特約保険料として払い戻す金額その他の金額を会社に返還してください。

## 第12章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

### 第27条（特約の加入年齢の計算）

この特約の契約日における被保険者の年齢は、主約款の定めるところにより計算します。

### 第28条（年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い）

保険契約申込書に記載されたこの特約の被保険者の加入年齢または性別に誤りがあった場合において、この特約の契約日における年齢がその特約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、会社は、この特約を取り消すことができるものとし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢または性別に基づいてこの特約を締結したものとして、会社の定める計算方法により、特約保険料額を変更します。この場合において、すでに払い込まれた特約保険料に超過分があるときは超過分に相当する金額を払い戻し、不足分があるときは不足分に相当する金額を徴収します。

## 第13章 特約の解約

### 第29条（保険契約者による特約の解約）

- (1)保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- (2)保険契約者が本条(1)の解約をしようとするときは、必要書類（別表8）を会社<sup>[1]</sup>に提出してください。















## 第46条（団体払込みにかかる特則）

- (1)この特約の特約保険料の払込みを必要とし、かつ、この特約を付加した基本契約の保険契約者から団体を通じて、主約款に定める保険料の払込方法（経路）のうち、団体払込みを選択する旨の申出があった場合においては、保険契約者が所属する団体が保険料の前納期間を指定していないときに限り、会社はこれを承諾します。
- (2)この特約の特約保険料の払込みを必要とし、かつ、この特約を付加した基本契約の保険契約者が団体払込みを選択し、その基本契約が団体払込みに関する特則条項の適用を受けている場合において、保険契約者が所属する団体から前納期間を指定した届出があったときは、この基本契約にかかる団体払込みに関する特則条項の適用を終了します。
- (3)本条(2)の場合においては、保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。また、会社は、保険契約者がその変更をしない場合には、保険料の払込方法（経路）を窓口払込みに変更<sup>[1]</sup>することができます。

### 備考（第46条）

[1] 保険契約者による保険料の払込方法（経路）の変更および会社による保険料の払込方法（経路）の変更については、主約款の定めところによります。

## 別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表1に掲げる急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しましたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみしません。）で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち表2のものとします（ただし、表2の「除外するもの」欄にあるものを除きます。）。

表1 急激、偶発、外来の定義

用語	定義
1 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）。
2 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます（被保険者の故意に基づくものは該当しません。）。
3 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます（疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。）。

表2 対象となる不慮の事故の分類項目（基本分類コード）

分類項目 (基本分類コード)	除外するもの
1 交通事故 (V 01～V 99)	
2 不慮の損傷のその他の外因 (W 00～X 59) <ul style="list-style-type: none"> <li>・転倒・転落 (W 00～W 19)</li> <li>・生物によらない機械的な力への曝露<sup>[1]</sup> (W 20～W 49)</li> <li>・生物による機械的な力への曝露<sup>[1]</sup> (W 50～W 64)</li> <li>・不慮の溺死および溺水 (W 65～W 74)</li> <li>・その他の不慮の窒息 (W 75～W 84)</li> <li>・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露<sup>[1]</sup> (W 85～W 99)</li> <li>・煙、火および火炎への曝露<sup>[1]</sup> (X 00～X 09)</li> <li>・熱および高温物質との接触 (X 10～X 19)</li> <li>・有毒動植物との接触 (X 20～X 29)</li> <li>・自然の力への曝露<sup>[1]</sup> (X 30～X 39)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音への曝露<sup>[1]</sup> (W 42)</li> <li>・振動への曝露<sup>[1]</sup> (W 43)</li> <li>・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の胃内容物の誤えん&lt;嚥&gt;&lt;吸引&gt;（W 78）、気道閉塞を生じた食物の誤えん&lt;嚥&gt;&lt;吸引&gt;（W 79）、気道閉塞を生じたその他の物体の誤えん&lt;嚥&gt;&lt;吸引&gt;（W 80）</li> <li>・高圧、低圧および気圧の変化への曝露<sup>[1]</sup>（高山病等） (W 94)</li> <li>・自然の過度の高温への曝露<sup>[1]</sup>（X 30）中の気象条件によるもの（熱中症、日射病、熱射病等）</li> </ul>

・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露 <sup>[1][2][3]</sup> (X 40～X 49)	・疾病の診断・治療を目的としたもの
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態 (X 50～X 57)	・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動 (X 50) 中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・旅行および移動（乗り物酔い等） (X 51) ・無重力環境への長期滞在 (X 52) ・飢餓、渴
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露 <sup>[1]</sup> (X 58～X 59)	
3 加害にもとづく傷害および死亡 (X 85～Y 09)	
4 法的介入および戦争行為 (Y 35～Y 36)	・合法的処刑 (Y 35.5)
5 内科的および外科的ケアの合併症 (Y 40～Y 84)	・疾病の診断・治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤（Y 40～Y 59）によるもの <sup>[3]</sup>	
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y 60～Y 69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具 (Y 70～Y 82) によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y 83～Y 84)	

**備考（別表1）**

- [1] 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。
- [2] 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドー球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。
- [3] 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。

**別表2 療養**

「療養」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 診察
- ② 薬剤または治療材料の支給
- ③ 処置、手術その他の治療

**別表3 公的医療保険制度**

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- ① 健康保険法
- ② 国民健康保険法
- ③ 国家公務員共済組合法
- ④ 地方公務員等共済組合法
- ⑤ 私立学校教職員共済法

- ⑥船員保険法  
⑦高齢者の医療の確保に関する法律

#### 別表4 先進医療

「先進医療」とは、療養を受けた時点において、公的医療保険制度（別表3）の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。

#### 別表5 身体障害等級表

身体障害の状態および障害等級は、次のとおりとし、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

障害等級	対象となる 身体障害の状態	備考
第1級	1 両眼が失明したもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。 (2) 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。
	2 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、音声または言語をそう失したものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。
	3 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの <sup>[1]</sup>	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。
	4 両上肢を手関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>	(1) 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
	5 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(2) 「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
	6 両上肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(3) 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
	7 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>	(4) 「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
	8 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	
	9 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>	
	10 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	
	11 両下肢を足関節以上で失ったもの <sup>[2]</sup>	
	12 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	
	13 両下肢の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	
第2級	20 両耳の聴力を全く失ったもの	(1) 聴力はオージオメーターによって測定するものとします。 (2) 「聴力を全く失ったもの」とは、聴力レベルが89デシベル以上になったものをいいます。

	21 言語およびそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(1)「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。 (2)「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとことができないものをいいます。
	22 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの <sup>[1]</sup>	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作の範囲が家庭内に限られるものをいいます。
	23 1 上肢を手関節以上で失ったもの	「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
	24 1 上肢の用を全く永久に失ったもの	「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
	25 10 手指を失ったものまたはその用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	(1)「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。 (2)「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあっては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
	26 10 手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く永久に失ったもの <sup>[2]</sup>	「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
	27 1 下肢を足関節以上で失ったもの	「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
第3級	40 両眼の視力の合計が0.12以下になったもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。 (2)「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。
	41 1 眼が失明したもの	
	42 両耳の聴力レベルがいずれも69デシベル以上になったもので、かつ、第2級の20に該当しないもの	聴力はオージオメーターによって測定するものとします。
	43 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(1)「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。 (2)「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとことができないものをいいます。
	44 精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの <sup>[1]</sup>	「精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの、またはこれに準じる程度に社会の日常生活動作が制限されるものをいいます。



②医師により器質性認知症と診断確定<sup>[1]</sup>され、意識障害<sup>[2]</sup>のない状態で、次の見当識障害のいずれかに該当する状態

見当識障害	備考
時間の見当識障害が常時あること	「時間の見当識障害」とは、季節または朝、昼および夜が分からることをいいます。
場所の見当識障害があること	「場所の見当識障害」とは、現在自分が住んでいる場所または現在自分がいる場所が分からないことをいいます。
人の見当識障害があること	「人の見当識障害」とは、日頃接している家族または日頃接している周囲の人間が分からることをいいます。

#### 備考（別表6）

[1] 「医師により器質性認知症と診断確定されている」については以下のとおりです。

(1)「医師により器質性認知症と診断確定されている」とは、次の①②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格を持つ者により診断確定された場合をいいます。

①脳内に後天的に起こった器質的な病変あるいは損傷を有すること

②正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

(2)(1)の「器質性認知症」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものといたします。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
ハンチントン病の認知症	F 02.2
パーキンソン病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス[HIV]病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F 05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F 05.1

平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

(3)(1)の「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

[2] 「意識障害」とは、周囲に対して適切な注意を払い、外部からの刺激を的確に受け取り、対象を認知する能力に障害が生じていることをいいます。

#### 別表7 基本契約の変更に伴う特約の変更

(1)第26条（基本契約の変更に伴う特約の変更）によるこの特約の変更をすることとなる事由は、次のとおりとします。

- ①年齢に誤りがあった場合の取扱いにより基本契約の保険期間または年金支払期間の終期が変更されたとき
- ②保険料払済契約への変更があったとき
- ③基本契約の保険期間が短縮されたとき

(2)基本契約について、(1)①③の事由が生じた場合で、この特約の保険期間の終期が変更後の基本契約の保険期間または年金支払期間の終期を超えるときは、この特約の保険期間の終期もその基本契約の保険期間または年金支払期間の終期と同一の時期に変更されたものとします。

(3)基本契約について、(1)①の事由が生じた場合で、この特約の保険期間が10年間に満たず、かつ、変更後の基本契約の保険期間または年金支払期間が延長されるときは、この特約の保険期間の終期も変更後の基本契約の保険期間または年金支払期間の終期と同一の時期に変更されたものとします。ただし、変更されたものとした場合のこの特約の保険期間が10年間を超えるときは、変更後の保険期間は10年間とします。

(4)基本契約について、(1)②の事由が生じたときは、この特約はその効力を失います。

(5)基本契約について、(1)①③の事由が生じたときは、会社の定める計算方法により、特約保険料額を変更します。

## 別表8 必要書類

(1)特約保険金等の支払の請求その他この特約に基づく請求等に必要な書類は、次のとおりとします。

### ①特約保険金の支払

項目	提出する者	必要書類
先進医療保険金の支払（第2条関係）	特約保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類（不慮の事故による傷害を直接の原因とする特約保険金の支払請求をする場合に限ります。） 5 先進医療にかかる技術料の支払を証する書類 6 特約保険金受取人の戸籍抄本 7 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 8 保険証券

### ②特約保険料の払込免除

項目	提出する者	必要書類
身体障害による特約保険料の払込免除（第8条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類 5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券
介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除（第9条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類（不慮の事故による傷害を直接の原因とする特約保険料の払込免除の請求をする場合に限ります。） 5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券

### ③その他

項目	提出する者	必要書類
前納払込みの取消し（第14条関係）	保険契約者または基本契約の保険金受取人	1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者または基本契約の保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
未経過期間に対する特約保険料の払戻し（第15条関係）	保険契約者または基本契約の保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者または基本契約の保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者による特約の解約（第29条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
特約保険金受取人による特約の存続（第30条関係）	特約保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 特約保険金受取人の戸籍抄本 3 債権者等に特約返戻金相当額を支払ったことを証明できる書類 4 保険証券

特約の復活(第32条関係)	保険契約者	1 会社所定の申込書 2 保険証券
---------------	-------	----------------------

(2)会社は、(1)の書類が基本契約の締結時にすでに提出されている場合その他会社が定める場合には、(1)にかかわらず、(1)の書類の一部の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることができます。また、会社が必要と認めた場合には、(1)の書類以外の書類の提出を求めることがあります。